

告示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五百五十一、五百十一、五百十二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） JA三井リース建物株式会社 代表取締役 春原博

東京都品川区東五反田二丁目十番二号

（変更後） JA三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎隆行

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

株式会社ゲオ 代表取締役 吉川恭史

愛知県春日井市如意申町五丁目十一番地の三

（変更後） 株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

ハ 変更年月日

平成二十八年一月四日外

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課